

都道府県議会制度の充実強化を求める意見書

地方自治体の議員と長の双方が民意をそれぞれ代表するという二元代表制の下、地方分権の進展により、執行機関を監視し政策を提案する地方議会の役割と責任は格段に増大しており、住民の代表機関としての役割を十分に果たしていくためには、議会の諸機能をさらに充実させ強化していくことが必要である。

本県議会を始めとする各都道府県議会及び全国都道府県議長会においては、平成17年に「都道府県議会制度の充実強化に関する要望」を国に対して行ったところである。

しかし、昨年5月の地方自治法改正には、議長に臨時議会の招集請求権を付与することなどが施行されたものの、地方議会議員、特に都道府県議会議員においては、その活動が広範に渡り専門化しているため、法的に実態にふさわしい位置付けを明確化すべきであるが、何ら見直しがなされていない。

よって、国においては、下記の事項をはじめ、全国都道府県議長会による「都道府県議会制度の充実強化に関する要望」を再度検討し、関係法令を早急に改正することを強く要望する。

記

- 1 議会の自主性・自立性確保と権限強化
 - (1) 議会の招集権を議長に付与すること
 - (2) 議会の内部機関の設置を自由化すること
 - (3) 議決権を拡大すること
- 2 議会と首長との関係
 - (1) 専決処分不承認の場合の首長の対応措置を義務付けること
 - (2) 予算修正権の制約を緩和するとともに、予算の議決科目を拡大すること
 - (3) 決算不承認の場合の首長の対応措置を義務付けること

3 議員の位置付け

地方議会議員の職責又は職務を法律上明確に定義するとともに、地方自治法第203条から議会の議員に関する規定を他の非常勤職と分離し、別途「公選職」という新たな分類項目に位置付け、職務遂行の対価についても、広範な職務遂行に対する補償をあらわす名称とするため、「報酬」を「歳費」に改めること。

平成19年12月21日

宮 崎 県 議 会

衆議院議長	河	野	洋	平	様
参議院議長	江	田	五	月	様
内閣総理大臣	福	田	康	夫	様
総務大臣	増	田	寛	也	様